



厚生労働省では「国民お一人お一人、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

ねんきんネットでは、パソコンやスマートフォンからいつでも自分の年金記録を確認できるほか、自分の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。また、マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出などの電子申請や、e-Taxでの確定申告で利用可能な控除証明書などの電子データの取得ができます。

詳細は日本年金機構ホームページを確認してください。

国民年金の種類

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が国民年金へ加入しなければなりません。被保険者は職業などにより3つに分類されます。

- ▶第1号被保険者…自営業・学生など
→保険料を自分で納める必要があります
- ▶第2号被保険者…会社員・公務員など(70歳未満)
→保険料は、給与天引きされます
- ▶第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者
→保険料を納める必要がありません。第2号被保険者の年金制度で負担します

保険料と納付方法

本年度の保険料は、月額1万7,920円です。

保険料の納付は、日本年金機構から送られた納付書により、金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアなどで納めます。その他、口座振替・クレジットカード・スマートフォン決済アプリ(AEON Pay・auPAY・d払い・PayB・PayPay・楽天ペイ)も利用できます。

【国民年金給付の種類(各要件があります)】

給付の種類	受給対象者など	年金額(年額)
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除・猶予期間を含む)が10年以上ある人が、原則として65歳から受け取れます	▷84万7,300円▷昭和31年4月1日以前に生まれた人=84万4,900円 ※20～60歳の40年間、全ての保険料を納めた場合の年金額です
障害基礎年金	国民年金に加入中、20歳未満、保険者資格喪失後60～65歳未満の期間中に初診日がある人で、病気やけがで一定の障がいが残ったときに支給されます	▷1級障がい=105万9,125円▷1級障がいと昭和31年4月1日以前に生まれた人=105万6,125円▷2級障がい=84万7,300円▷2級障がいと昭和31年4月1日以前に生まれた人=84万4,900円
遺族基礎年金	国民年金の被保険者や被保険者であった人が死亡した場合、死亡した人に生計を維持されていた子どもか、子どものいる配偶者に支給されます ※18歳未満もしくは障がいのある20歳未満の子ども	▷子どもだけの場合=84万7,300円▷子どものいる配偶者の場合(子1人)=109万1,100円 ※子どもの人数に応じて年金額が変わります

保険料の納付が困難なときは

所得の減少や失業などで保険料の納付が困難なときは、申請により保険料が免除や猶予される制度があります。

便利でお得な口座振替

口座振替は納め忘れの心配がなくなるだけでなく、1カ月当たりの保険料が割引きされる「前納」や「早割」を選択することもできます。

【お得な振替方法】

振替方法	納付時期	本来の保険料	前納による保険料	割引額
2年前納 [※] (4月から翌々年3月分)	4月中	43万4,520円	41万7,150円	1万7,370円
1年前納 (4月から翌年3月分)	4月中	21万5,040円	21万530円	4,510円
6カ月前納 (4月から9月分) (10月から翌年3月分)	4月末 10月末	10万7,520円	10万6,300円	1,220円
当月末振替 (早割)	当月末	1万7,920円	1万7,860円	60円

※1万7,920円(令和8年度分)×12カ月=21万5,040円と1万8,290円(9年度分)×12カ月=21万9,480円の合計です

地 方 債

(各年度の決算額)

会 計 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般会計	220億1,942万円	220億1,674万円	224億8,206万円
介護老人保健施設	8,878万円	6,885万円	4,853万円
特定地域生活排水処理事業	4,019万円	3,516万円	3,005万円
水道事業	42億8,244万円	43億3,064万円	47億8,785万円
下水道事業	46億5,990万円	44億9,613万円	43億4,789万円
国民健康保険鬼石病院事業	3億9,259万円	4億756万円	3億6,859万円
一部事務組合(市負担分)	133億7,533万円	140億3,544万円	132億7,426万円
負債の合計	448億5,865万円	453億9,052万円	453億3,923万円
市民1人当たりの負債	72万3,048円	74万1,106円	74万8,024円

健全化判断比率などについて

健全化判断比率および資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算出されたものです。財政状況が悪化しその比率が一定の基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画、経営健全化計画の策定が義務付けられています。

藤岡市の令和7年度決算における健全化判断比率および資金不足比率は、国が定める早期健全化基準および経営健全化基準を下回る結果となり、本市の財政状況および公営企業の経営状況が健全であることを示しています。

健全化判断比率

(単位：%)

比 率 名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.65	20.00
連結実質赤字比率	—	17.65	30.00
実質公債費比率	3.8	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字のため「—」で表示しています

資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	
国民健康保険鬼石病院事業会計	—	
特定地域生活排水処理事業特別会計	—	

※各会計とも黒字のため「—」で表示しています

【参考】比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率	1年間の収入に対する一般会計などの赤字額の割合
連結実質赤字比率	1年間の収入に対する全ての会計の赤字額の割合
実質公債費比率	1年間の収入に対する一般会計などの支出のうち、公債費や公債費に準じる経費の割合
将来負担比率	1年間の収入に対する一般会計などが将来的に負担することになっている実質的な負債額(職員の退職金や地方債、特別会計等の地方債に対する繰出金など)の割合
資金不足比率	公営企業の事業規模に対する一般会計などの実質収支にあたる公営企業会計の資金不足の割合